

浜田市立弥栄中学校いじめ防止基本方針

2024. 4. 4

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

◇いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ その他

1. いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

- ① 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（2）学校及び学校の教職員の責務

学校及び教職員は、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、その他関係職員また、ケースによってはPTA役員・民生児童委員・SC等も入り「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3. いじめの未然防止の取組

（1）自己肯定感を育む人間関係づくり（生徒対生徒、生徒対教職員、生徒対保護者）

（2）生徒指導体制の確立

- ① 組織的な生徒指導による規範意識の向上
- ② 職員間の連携
- ③ 保護者、地域、関係機関との連携
- ④ SCとの情報交換および教育相談研修

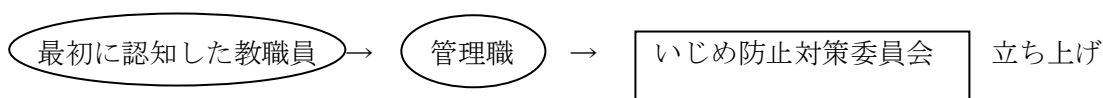
（3）人権学習や道徳・縦割り班での清掃活動

- (4) 話し合い活動・人間関係作りを含む学級活動及び生徒会活動
- (5) わかる授業
- (6) 情報モラル教育

4. いじめの早期発見のための取組

- (1) 生活ノート（生活ノート等から気になる言葉を発見）
- (2) 教育相談
 - ①日々の観察、ふれあい（いじめが疑われる言動を目撃）
 - ②教育相談アンケート→教育相談
 - ③アンケートQUをうけての相談
 - ④SCの活用
- (3) アンケートQU
- (4) 全教職員による情報収集、情報共有、ネットパトロールからの情報収集
- (5) 保護者への周知・啓発（子どもの保護者からの訴え）

5. いじめに対する早期対応



- (1) 「いじめ防止対策委員会」の立ち上げ
「いじめ防止対策委員会」・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭等
※事案に応じて、部活動顧問など、柔軟に編成する。

(2) 対応方針の決定

- ①情報の整理⇒職員間で共通理解を図る
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子ども（観衆・傍観者）の様子
- ②対応方針
 - ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ③役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(3) 事実の究明と支援・指導

いじめの状況や、背景となる人間関係等を的確に把握し、事実に基づく指導を行えるようにする。

- 事情聴取は人目につかない場所や時間帯に配慮
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう

〈事情聴取の段階ではないこと〉

- ▲ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること
- ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること

(4) 保護者への連絡

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校としての対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

(5) 関係機関

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告 ・対応方針について相談したい	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
・指導方針や解決方法について相談したい	いじめ対策室
・いじめによる暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件が発生している	児童相談所・警察
・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている	医療機関
・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である	児童相談所

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①生徒が自死を意図した場合。
- ②生徒が相当期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③生徒に精神性の疾患が発生した場合。
- ④生徒が身体に重大な傷害をおった場合。
- ⑤生徒の財産に重大な損害が生じた場合。
- ⑥生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合、浜田市教育委員会へ迅速に報告する。
- ②浜田市教育委員会と協議し、調査主体を定め、第三者を含めた組織を活用して調査する。
- ③重大事態が派生したことを真摯に受けとめ、全校生徒及び保護者にアンケートを行い、事実関係を把握し、調査委員会へ速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- ④いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

7. 教職員研修と保護者学習会

(1) 教員の資質向上に資する校内研修の充実

- ①「いじめ問題」についての研修
- ②授業力向上のための研修
- ③人権意識を高めるための研修

8. いじめ防止の年間計画

月	校内体制づくり	授業づくり	保護者	早期発見・対応
4	「いじめ防止基本方針」確認 授業ルールの確認		「いじめ防止基本方針」の説明 SCの紹介 学級懇談	情報交換・観察
5	家庭訪問 学級経営案の作成 小中連携授業参観・職員会 学校評議員会		家庭訪問	SC来校（年6回）
6		アンケートQU実施		教育相談週間
7			参観週間 面談	
8				
9	小中合同運動会		親子奉仕活動	
10				

11	全校総合	アンケート QU 実施		教育相談週間
12	人権講演会 学校評議員会	アンケート QU 分析	参観週間 面談	
1				
2	小中連携授業参観・職員会 学校評議員会			教育相談週間
3			参観週間	

9. 学校評価と基本方針の改善

- (1) いじめ防止等対策組織委員会の開催
- (2) 学校評価・(生徒・保護者・教職員)
- (3) 人権集会、講演会等の事後の感想・アンケートなど
- (4) 保健統計

10. 家庭・地域への啓発と広報

- (1) P T A総会での説明
- (2) 学校評議員会での説明
- (3) H Pによる公開
- (4) 学年だよりや学年・学級通信による情報提供

